

介護保険料決定通知書を送付します

国福祉課介護班 ☎84-1257

7月中旬に、令和5年度の保険料決定通知書を送付します。

保険料の納め方

特別徴収

年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

普通徴収

納入通知書に同封の納付書で、最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストア、役場出納室で納めてください。

口座振替

各納期限日に口座から保険料が引き落とされます。

新たに65歳になった方

今年4月2日以降に65歳になった方は、令和5年度は年金から介護保険料が差し引かれないため、納付書により納めてください。

コンビニエンスストアでも納付できます

【納付できるコンビニエンスストア】

○セブン-イレブン

○ローソン

○ファミリーマート

など 全国主要コンビニエンスストア

【コンビニエンスストア店舗では取り扱いができない納付書】

○バーコードの表示がないもの

○破損(折り曲げを含む)・汚損などでバーコードの読み取りができないもの

○印字してある金額を訂正したもの

口座振替をお勧めします

普通徴収の方は、口座振替の利用が便利です。申し込みは、口座のある金融機関または郵便局に通帳、通帳届出印、介護保険料の納付書を持参して手続きをしてください。

国民年金保険料 免除・猶予制度

国関千葉年金事務所 ☎043-242-6320
住民課国保年金班 ☎84-1214

収入の減少や失業等の経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、手続きにより保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除・猶予の種類

①免除制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合に、保険料が全額または一部免除されます。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。※納付猶予が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、年金額には反映されませんのでご注意ください。また、この猶予分を10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

対象期間

令和5年7月～令和6年6月分の免除・猶予申請を7月から受付しています。

※申請日から、過去2年1カ月前まで遡って申請できます。

申請に必要なもの

・マイナンバーカード等の個人番号がわかるものまた

は基礎年金番号通知書もしくは年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの

・雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の写し(失業による申請の方)

学生の方は学生納付特例制度の申請を！

対象期間

令和5年4月～令和6年3月分の学生納付特例申請を令和5年4月から受付しています。

※申請日から、過去2年1カ月前まで遡って申請できます。

申請に必要なもの

・マイナンバーカード等の個人番号がわかるものまたは基礎年金番号通知書もしくは年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの

・学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

※審査は日本年金機構で行われ、後日、承認または却下通知が郵送されます。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより臨時特例免除を受けられることがあります。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。